

校則の見直しに関するガイドライン

防府市教育委員会

令和6年3月

目次

1 校則の見直しに関するガイドライン策定の趣旨	（1）
2 校則の見直しに係る観点	（1）
（1）校則の意義・位置づけ	
（2）校則の運用	
（3）校則の見直し	
（4）児童生徒の参画	
3 校則の見直しにあたっての3つの観点	（3）
観点Ⅰ 児童生徒等が、校則の見直し過程に参画できるような仕組みを構築する	
観点Ⅱ 必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせて制定する	
観点Ⅲ 校則（学校のきまり等）を公表する	
4 校則の見直しのプロセス	（5）
参考 A 校則見直しの校内体制づくり（中学校の例）	
B 校則の見直しスケジュール（例）	
5 校則の公表	（7）
6 ガイドラインの活用	（7）
7 参考・引用	（7）

Ⅰ 校則の見直しに関するガイドライン策定の趣旨

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。

また、社会が急激に変化し、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況も日々変化する中で、価値観の多様化、人権尊重の観点等から、その内容について児童生徒の人権にも十分に配慮する必要があります。

さらに、子どもの権利条約においても、基本的な考え方として「差別の禁止」「児童の最善の利益」「生命・生存・発達に対する権利」「意見を表明する権利」の4つの原則が示されています。「意見を表明する権利」では、子どもが自分に関係する事項について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮することとされています。令和5年4月には、「子ども基本法」が施行され、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保が法律上位置づけられました。

令和4年12月に改正された生徒指導提要でも、校則の見直しをする際に、児童生徒が主体的に参画することは、児童生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとされています。

児童生徒が、校則を自分のものとして捉え、主体的に守ることができるよう、校則の見直し過程に参画し、学校や地域の実状に合わせた校則の見直しができるよう「校則の見直しに関するガイドライン」を策定します。

2 校則の見直しに係る観点

(1) 校則の意義・位置づけ

- ・ 児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられているものです。
- ・ 児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長が制定します。
- ・ 学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目的に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものです。
- ・ 校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することが必要です。

(2) 校則の運用

- ・ 校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指

導していくことが重要です。

- ・ 校則の内容については、普段から学校内外の者が参照できるように学校のホームページに公開しておくことや、それぞれの決まりの意義を理解し、児童生徒が主体的に校則を遵守するようになるためにも、制定した背景については示しておくことが適切です。
- ・ 校則に違反した場合には、行為を正すための指導に止まるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるように留意しなければなりません。

(3) 校則の見直し

- ・ 学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められます。
- ・ 校則により、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、影響を受けている児童生徒がいないか、また、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることが重要です。
- ・ 校則は、最終的には学校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが求められます。
- ・ 見直しにあたっては、児童生徒・教職員だけでなく、保護者や地域の方々にも参画いただくことで、多様な考え方を取り入れたルールづくりができると同時に、主体的に校則を守っていくという児童生徒の行動につながります。
- ・ 校則を策定したり、見直したりする必要がある場合に、どのような手続きを踏むべきか、その過程について示しておくことが望まれます。

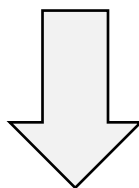
【学校における取組例】

- ・ 各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいこと、見直してほしいことを議論します。
- ・ 生徒会やPTA会議、学校運営協議会等において、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取します。
- ・ 児童生徒や保護者との共通認識を図るため、校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者や希望者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明します。

(4) 児童生徒の参画

- ・ 校則の見直しの過程に児童生徒が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。
- ・ 校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは、校則を無批判的に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有します。

これらのことを踏まえて、次の3つの観点から校則の見直しに取り組みます。



3 校則の見直しにあたっての3つの観点

観点Ⅰ 児童生徒等が、校則の見直し過程に参画できるような仕組みを構築します。

観点Ⅱ 必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせて制定します。

観点Ⅲ 校則（学校のきまり等）を公表します。

観点Ⅰ 児童生徒等が、校則の見直し過程に参画できるような仕組みを構築します。

校則について教職員と児童生徒がともに話し合うことができるように、児童会や生徒会等が主体となって、見直しに取り組む仕組みを作ります。全校児童生徒が協議に参画できる仕組みを構築し、少なくとも年1回は、校則について協議する場を設けます。また、校則の見直しに際してPTAや学校運営協議会等から意見を聴取します。

【小学校における取組の例】

- ・ 校則（学校のきまり等）を守ることの意義について、特別活動（学級活動）等の時間を活用して全学級で考え、協議します。
- ・ 児童が主体となって、学級で協議した内容をまとめ、全校集会で発表する場を設けます。
- ・ 「よりよい学校生活を送るために」「安心・安全な学校をつくるために」などの視点から、校則で見直しが必要なものがあるか、代表委員会等で協議する場を設け、アンケートなどを実施します。
- ・ 校長は、協議の結果を尊重し、PTAや学校運営協議会等の意見も聴取したうえで、学校校則の改正を決定し、児童にその理由も合わせて説明します。

【中学校における取組の例】

- ・校則の意義について、特別活動等の時間を活用して、全学級で考え、協議します。
- ・生徒総会で、校則の見直しについて各学級からの意見をもとに協議します。
- ・生徒会が全校生徒を対象に、校則に関するアンケートなどを実施します。
- ・生徒会は、調査結果を受け、見直しが必要な校則について協議し、校長に要望します。
- ・校長は、協議の結果を尊重することを基本としつつ、PTAや学校運営協議会等の意見も聴取したうえで、校則の改正を決定し、生徒にその理由も合わせて説明します。

観点Ⅱ 必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせて制定します。

校則を「必要かつ合理的な範囲内」で制定するという視点から、以下に示すような内容については必ず改定を図ってください。

内容	例
◆生まれもった性質について配慮のないもの	・地毛の色に、学校の承認を必要とする
◆様々な文化や性の多様性に配慮のないもの	・男女の区別を設け、選択の余地がない ・夏服は半袖シャツでなければならない
◆健康上の配慮がないもの	・給食は残さず食べる ・日傘の使用禁止
◆合理的な説明が難しいもの	・靴下や肌着等の色を白に統一 ・〇〇違反がある場合の登校を認めない
◆曖昧な表現、分かりにくいもの	・〇〇生らしい服装など ※〇〇らしいは、その中身が曖昧なままにならないように注意する

上記については、あくまでも例示であり、これ以外にも必要かつ合理的であることの説明が難しいと思われる内容については積極的に見直しを行うこととします。

観点Ⅲ 校則（学校のきまり等）を公表します。

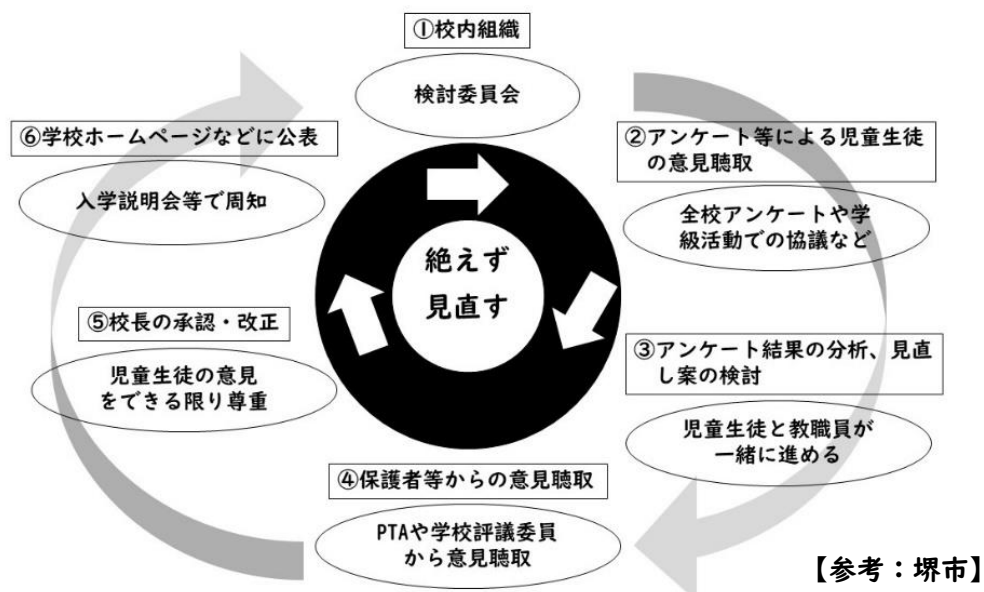
校則を広く周知し、児童生徒・保護者・地域からの理解と協力を得るため、学校のホームページに掲載します。また、校則の見直しを契機として、校則の標記方法についても、児童生徒・保護者に分かりやすく、説明できるように整理します。

4 校則の見直しのプロセス

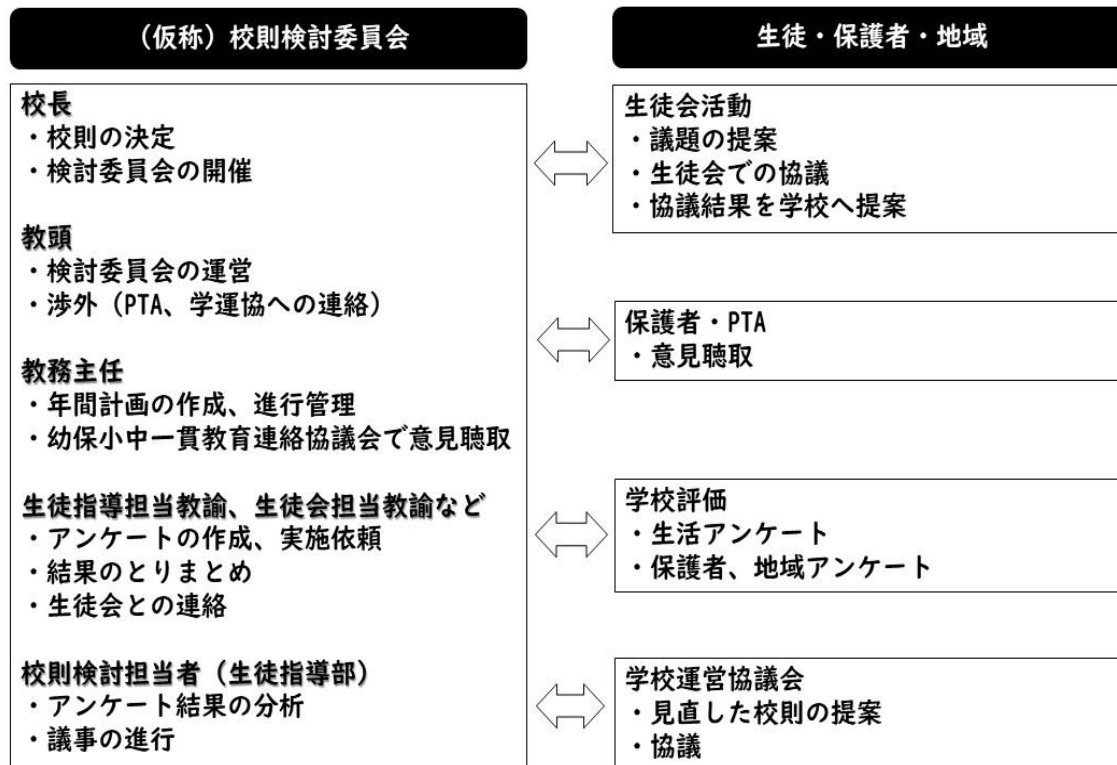
校則の見直しは、学校のきまり等に対する理解を深め、自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会となります。また、各学校では、社会環境や児童生徒の状況の変化に対応するため、絶えず積極的な見直しが求められています。これらの主旨を踏まえ、各学校では以下の手順（サイクル）に沿って、絶えず検証・見直しを行うこととします。

【手順（サイクル）】

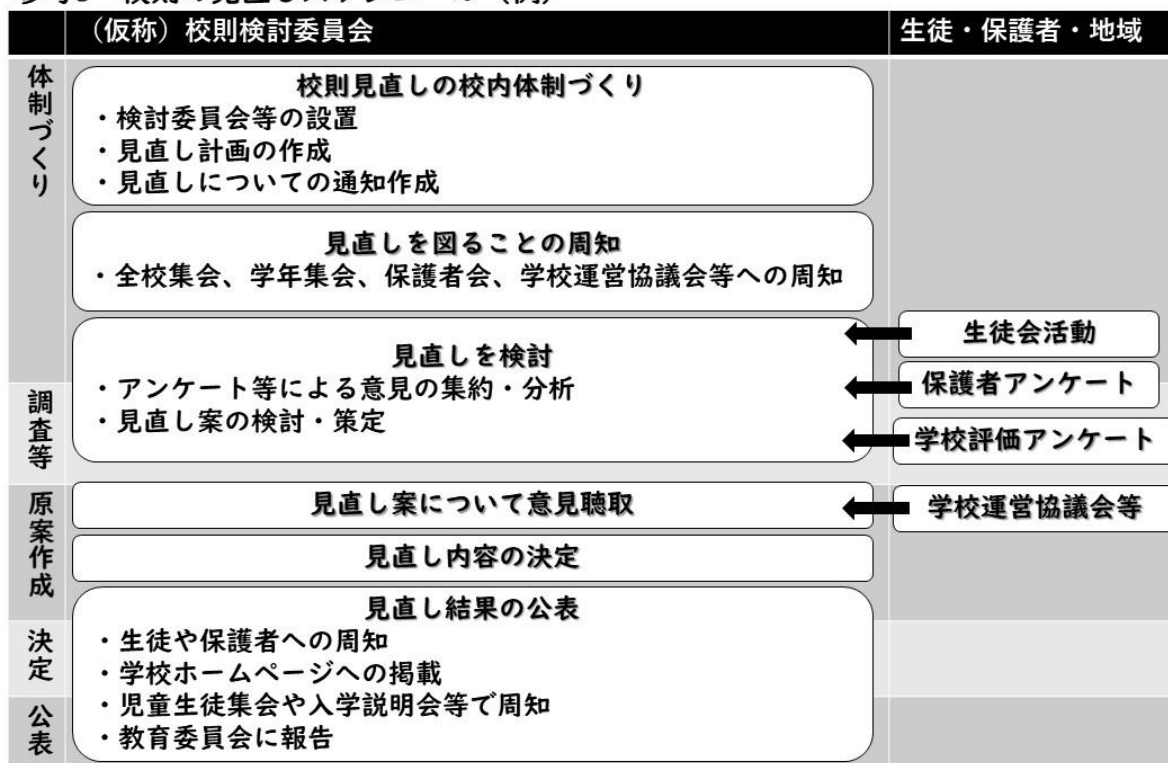
- ① 各学校は、校則に関する検討を行う校内組織（検討委員会等）を設置し、組織的かつ計画的に校則についての検証・見直しが絶えず行われるように体制を整えます。また、見直しに際しては見直し計画を作成するなど、計画的に取り組めます。なお、検討を行う校内組織は、校務分掌に位置付けて取り組むなど、学校の実情を踏まえたものとします。
- ② 見直しに当たっては、児童生徒が校則の意義を理解し、児童生徒自らが校則を守り行動するという自律性を育むために、学級活動での協議やアンケート等により児童生徒の意見聴取を行うなど、児童生徒からも見直しの発意ができる仕組みを整えます。
- ③ アンケート結果の分析や見直し案の検討は、児童生徒と教職員が一緒にすすめます。
- ④ PTAや学校運営協議会から意見を聴取します。
- ⑤ 改正に際しては、児童生徒の意見をできる限り尊重し、校長が承認します。
- ⑥ 見直した内容については、児童生徒集会や入学説明会等で周知し、速やかに学校ホームページなどに公表します。



参考A 校則見直しの校内体制づくり（中学校の例）



参考B 校則の見直しスケジュール（例）



5 校則の公表

校則の内容については、普段から保護者・地域の方など、児童生徒を支える多くの方々と共通理解を図るため、学校のホームページなどに公表します。

また、児童生徒集会や入学説明会等においても説明を行い周知します。その際、児童生徒がそれぞれの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが大切です。

6 ガイドラインの活用

各学校における校則の運用や見直しに関しては、本ガイドラインを活用し、児童生徒や教職員等とも十分に意見交換をし、それぞれの実情に合わせたよりよいものにすることとします。

なお、本ガイドラインは、教育委員会のホームページに公表します。

7 参考・引用

- ・「校則の見直し等に関する取組事例について」（文部科学省初等中等教育局児童生徒課 令和3年6月8日付事務連絡）
- ・「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月改訂版）
- ・「校則（学校生活のきまりやルール）の見直しに関するガイドライン」（尼崎市教育委員会 令和4年12月）
- ・「学校のきまりやルール（校則）の見直しガイドライン」（堺市教育委員会 令和5年9月）
- ・「宇部市立小中学校 校則見直しに関するガイドライン」（宇部市教育委員会 令和5年7月）
- ・「校則の見直しへ向けたガイドライン」（掛川市教育委員会 令和4年11月）
- ・「校則・生徒指導のあり方を見直しに関するガイドライン」（熊本市教育委員会 令和3年3月）

防府市教育委員会 教育部 学校教育課 指導係 電話：0835-25-2490 FAX：0835-22-2203 E-mail hofu-edu@c-able.ne.jp
--